

山口県実習指導養成講習会修了基準

1) 原則として、10 単位 180 時間の全課程を履修し、必要単位数の取得を以て修了と認める。

次のいずれかに該当する者は、規定時間を履修した者と同等とみなす。

(1) 総出席時間が、全時間数の 9 割以上、各科目の出席時間が規定時間数の 8 割以上であり、かつ、欠席の理由がやむを得ないと認められる場合

(2) 総出席時間が、全時間数の 9 割未満、各科目の出席時間が規定時間数の 8 割未満であっても、欠席の理由がやむを得ないと認められ、担当講師が課す必要な補完授業を受けた場合（翌年の受講となる）

2) やむを得ない欠席とは次のものをいう。

(1) 本人の疾病、入院により受講ができない場合

(2) 家族の疾病、入院等により受講ができない場合

(3) 災害等により受講ができない場合

(4) 忌引き

(5) 学校保健安全法に基づく出席停止の感染症に罹った場合

(6) その他、前各号に準ずると判断される場合

この基準は令和 3 年度より適応する